第３　募集株式を引き受ける者の募集

１　更生会社は、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

⑴　募集株式の種類　普通株式

⑵　発行する募集株式の数　100株

⑶　払込額　１株　200万円

⑷　払込期日

更生計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。

⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　１億円

増加する資本準備金の額　１億円

⑹　募集株式の割当て

China Communication Investment Limited（中国名：神州通信投資有限公司）又はその指定する者（ただし、指定につき裁判所の許可を得た場合に限る。）　100株

２　剰余金の配当の制限

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。

第４　定款の変更

存続会社の定款（別表12「定款」）の一部（第６条）を、前記第３記載の募集株式の発行の効力が生じる日に、別表13「定款変更表」記載のとおり変更する。

第９章　その他の必要的記載事項について

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。

別表１ないし13　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第５－８号

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　株式会社新藤

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　新藤販売株式会社

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　日星ビスコム株式会社

東京都墨田区横網１丁目10番５号

更生会社　新藤テクニクス株式会社

１　決定年月日　平成24年12月28日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経過（省略）

第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　リース・譲渡担保権・所有権留保に係る更生担保権

１　確定債権

確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

	件　数	内　　容	金　　額	別　表
㈱新藤	６件	総額	22,628,308円	４－１
新藤販売㈱	１件	総額	1,198,320円	４－２
日星ビスコム㈱	４件	総額	21,395,229円	４－３
新藤テクニクス㈱	２件	総額	2,201,902円	４－４

２　権利の変更及び弁済方法

別表４－１「更生担保権弁済計画表（リース・譲渡担保権）（㈱新藤）」、別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース）（新藤販売㈱）」、別表４－３「更生担保権弁済計画表（リース・所有権留保）（日星ビスコム㈱）」及び別表４－４「更生担保権弁済計画表（リース）（新藤テクニクス㈱）」記載の確定債権額を、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　公租公課

１　届出債権

届出債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

	件　数	内　　容	金　　額	別　表
㈱新藤	４件	本税等	29,629,258円	５－１－１
		延滞金等	1,353,000円及び額未定	
新藤販売㈱	６件	本税等	2,538,377円	５－１－２
		延滞金等	18,400円及び額未定	
日星ビスコム㈱	３件	本税等	7,749,729円	５－１－３
		延滞金等	13,600円及び額未定	
新藤テクニクス㈱	４件	本税等	1,203,230円	５－１－４
		延滞金等	額未定	

２　権利の変更及び納付方法

①　別表５－１－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）（㈱新藤）」、別表５－１－２「優先的更生債権納付計画表（公租公課）（新藤販売㈱）」、別表５－１－３「優先的更生債権納付計画表（公租公課）（日星ビスコム㈱）」及び別表５－１－４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）（新藤テクニクス㈱）」記載の、更生手続開始決定日から更生計画認可決定日（ただし、その日までに更生手続開始決定日から１年を経過する日があるときは、その日）までの間に生じる延滞金等及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞金等の全額につき、徴収権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定確定日に免除を受ける。